

2 佐藤和嘉議員



- 1 新年度の町政執行方針について
- 2 地域医療について
- 3 「立地適正化計画策定の目的」と「策定までの計画性」について

1 新年度の町政執行方針について

令和4年度の町政執行の基本となるべく方針が示され、町長が就任当初より示されている、健やかなまちづくりの実現のために、町民の皆様の暮らし、事業、雇用を守り抜くとともに、経済の力強い回復と新しい日常におけるポストコロナ社会の構築を目指すとあります。

この中で、まちづくりの方向性と将来像を明確にするため、これまで、地域を支える人づくり、地域を支える医療・介護・福祉、地域を支える経済力、地域を支える安全・安心の4つを定めておりましたが、これに、岩内町セールスプランの推進を加え、町政運営に取り組むと高らかに宣言されました。

行政としては、どうしても網羅的に、また総花式にサービスの提供をしなければならないのは理解しますが、人口増加や雇用につながる事業などを展開できるのであれば、時には借金を増やしてでも取り組むことは大きな意味があると考えます。

財政運営については、国も、コロナの動向次第では巨額の補正予算が編成される可能性もある。少なくともコロナが収束するまでは、中長期的な財政のあり方の議論は進みにくいとの見方を示しています。さらに、ウクライナ情勢が加わり、国の動向に十分目配りをしなければなりません。

このような激動する複雑な国際情勢と、国内への悪影響が必至な中での本年度の町政執行に不安な思いを禁じ得ません。そこで伺います。

- 1、岩内町セールスプランの推進とは、どのようなことを意図していくのか、またどう予算に反映させたのか。
- 2、産業の振興なくして、経済の回復・発展は望めないと思うが、産業振興プランの策定で新たな産業の創出・育成とは、どのような目標をたてて推進しようとするのか。
- 3、道の駅については、本年度より着手する岩内町立地適正化計画の中で、課題の抽出、整理などを行いながら整備イメージを取りまとめるとのことで、振り出しに戻るような感じを受けるが、この計画での位置付けと予算は。
- 4、企業誘致の最終的に目標とするところは、雇用の創出であります。しかし、企業誘致が難しい時代になっている今日は、進出企業や地元企業を大切にすることが求められており、トップ同士が顔の見える関係を築くことが重要と考えます。遅すぎましたが、もっと寄り添っていれば町の文化に大きく関わ

り、町内でも最大級の企業の工場閉鎖も防げたかもしれないと極めて残念に思っています。今後町内への進出企業等との関係性の構築に向けどう対応するのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、岩内町セールスプランの推進とは、どのようなことを意図しているのか、またどう予算に反映させたのかについてであります。

令和4年度町政執行方針につきましては、岩内町総合振興計画と連動し、地域を支える人づくり、地域を支える医療・介護・福祉、地域を支える経済力、地域を支える安全・安心、岩内町セールスプランの推進の5つをまちづくりの指針として示し、私の理念とする、健やかなまちづくりに向けた町政運営に取り組むことで、訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指すものとしております。

この、5つめの新たな指針となる岩内町セールスプランの推進につきましては、4つのまちづくり指針の取組により、町の魅力を高め地域内外に、包括的かつ積極的に発信していくことへの強い決意を表わすものであります。

この、岩内町セールスプランの推進の基本となる、新しいひとの流れをつくる施策としては、地域の魅力発信や積極的な地域間交流による関係人口の創出と拡大のほか、返礼品や掲載サイトの充実によるふるさと納税の推進、中古住宅取得補助や岩内流ワーケーションの実施による移住定住の推進、また、地域課題の解決に向けて自ら提案し実行する自己提案型や移住定住の窓口となる人材の募集による地域おこし協力隊の誘致などを通じて、地域内外の多様な人々の関心や愛着を高めるための予算を計上しているところであります。

2 項めは、産業振興プランの策定に係る、新たな産業の創出・育成についてであります。

産業振興プランにつきましては、岩内町総合振興計画に掲げた5つの基本構想のうち、地域活性化の中心的施策である、地域を支える経済力の具体的目標である、活気あふれるまちづくりを確実に前進させるため、具体的な産業振興策を策定していくものであります。

この中では、新たな産業の創出・育成を推進していくための、目標や方向性を明確にしていくこととしておりますが、具体的には、当地域の強みである魅力あふれる自然、歴史・文化、食という特徴を活かし、地域ならではの産業育成と商品開発、サービスの提供を創出させていくことで、交流人口を増加させ、地域経済への波及や、雇用の創出を図ることを基本的な考えとし、策定を進めてまいりたいと考えております。

また、目標を達成するための各種施策につきましては、持続的成果につながるものとしていくため、市場調査なども取り入れた上で、顧客ニーズの把握とターゲットの特定などを実施していくことも想定しているところであります。

いずれにいたしましても、稼ぐ力の養成が最優先課題である中、ポストコロナ社会を見据えた地域経済構造の転換・好循環の実現に向けて、機動的かつ実効性を有したプランの策定に取り組んでまいります。

3 項めは、道の駅の立地適正化計画での位置付けと予算についてであります。

岩内町立地適正化計画の策定にあたりましては、岩内町総合振興計画において位置付けされている中心拠点について、医療・福祉・商業等の都市機能の集積や、公共交通によるアクセスの利便性など、町の拠点地区となるべき都市機能誘導区域の設定や、当該区域に誘導すべき施設について検討することとしております。

その中でも、道の駅については、当該区域における誘導すべき中心的な役割を担う施設として位置付け、中心拠点の整備イメージをとりまとめることとし

ております。

また、本計画は、令和4年度から令和6年度にかけて実施することとしておりますが、整備イメージのとりまとめについては、令和5年度末としております。

なお、本計画に係る新年度分の予算としては、都市計画マスタープランの見直しとあわせて、立地適正化計画策定業務委託料として、698万5千円と債務負担行為として1,717万1,000円を計上しております。

4項めは、企業誘致に関する進出企業等との関係性の構築についてであります。

進出企業等への対応については、私としても、トップ同士による関係構築を強く意識しており、コロナ禍の合間を縫いながら、トップセールスの形で、機会あるごとに、進出企業の本社をはじめ、町内外の関係先へ直接足を運ぶよう努めてきたところであります。

また、多くの企業が、消費者ニーズの多様化をはじめ、原料や資材の価格高騰、人材不足、さらには設備の老朽化など、様々な課題を抱える中、企業からの設備投資や事業再構築に関する相談には、国の補助金制度に関する周知を図り、相談から申請書類の作成代行まで、ワンストップ窓口を設置し対応するなど、フォローアップ体制を強化することで、これまで多くの町内企業が補助採択を受けてきたところであります。

したがいまして、今後もトップセールスによる、企業側との関係性を更に深めていくとともに、企業ニーズを的確に把握し、引き続きスピード感を持ち、マンツーマンによる丁寧な相談・支援体制に努め、さらなる関係強化に向けた対応に努めてまいります。

< 再 質 問 >

道の駅についてでございます。

今年度は立地適正化計画策定業務委託料として698万5000円と債務負担行為として1,717万1,000円を計上。この計画の中に道の駅が含まれており、道の駅の整備関係については実質ゼロ予算であります。いかにも心許ない。予算の多寡が、その事業に対する姿勢のバロメーターになると思っています。取り組む気があるのか、本気度を疑わざるを得ません。

道の駅の整備イメージの取りまとめを令和5年度末としておりますが、道の駅のリニューアルを含めた周辺環境の整備に、国の支援制度があると思います。そのような制度を活用するなどして、新しい道の駅を令和何年の開業を目指すとか、目に見える形でお答えいただきたいと思いますが、再度お伺いします。

【答 弁】

町 長：

道の駅の整備につきましては、中心拠点に位置しているため、医療・福祉・商業等の都市機能の集積や、公共交通によるアクセスの利便性など、町の拠点地区となるべき都市機能誘導区域の設定や、当該区域に誘導すべき施設について、総合的に検討する必要があることから、立地適正化計画の策定をとおして、まずは中心拠点の整備イメージをまとめていくことが重要であると考えております。

したがいまして、現時点では、何年の開業を目指すのかなどは公表できる段階にありませんが、本計画の策定作業を進める中で、有効な国の支援制度の活用も視野に、整備に向けた対応を具体化させていくための、整備イメージをまとめたいというものであります。

2 地域医療について

昨年の第4回定例会で我が会派の栗林議員より一般質問した、岩内協会病院の医師不足についての答弁で、当該病院の医師数は11月1日現在、常勤医換算で、法における医師標準数7.5人を上回る10.6人を配置と答えている。一方で、町としては常勤医不足の常態化を認め、同病院と岩宇4町村で連携を図りながら、医師紹介会社の活用や関係機関への支援要請を行うなど医師確保に向け鋭意努力していくとしております。

また、本年2月初旬、岩内・寿都地方消防組合消防本部がまとめた、管内7町村の2021年の救急出動や火災等の件数についての新聞報道がありました。

その中で救急出動は前年比114件増の1,291件。治療中の患者の容体急変などを受けた転院搬送の急増が全体を押し上げたとのことであります。

救急出動を種類別で見ると、急病が657件で半数を超え、転院搬送が343件となっており、この二つで全体の77%を超えております。

同本部は転院搬送が増えた理由について、特段の理由は見当たらないが、地域の医療機関で対応できない病気やけが人を都市部へ搬送するケースが顕著だったとしています。この大きな要因は、この地域における中核病院としての協会病院の常勤医不足にあるのではないのでしょうか。

岩内協会病院は、岩宇地域で365日24時間体制での患者受け入れを行う唯一の病院であります。この体制は、とりわけ夜間診療の維持は、少ない常勤医と岩宇医師会の献身的な努力により継続していますが、これも限界に来ています。一次医療を担う医療機関の拠り所となる中核病院が不安定であれば地域医療は立ち行かないと考えます。

私は、努力が足りないとは言いませんが、医師不足の実態は何年も解消されていません。

この地域には、国策としての道内における唯一の原発があります。さらには今、特定放射性廃棄物の最終処分場の関係で全国的に注目を集めております。

いくら道に要請しても前進が見られない状況であり、このような時期にこそ直接国に働きかけるなど強気で積極的な行動に出てもいいのではないかと。

そこでお伺いしますが、

- 1、法における医師標準数は、どのように算出されるのか。また、協会病院の医師配置数は実感との乖離が大きいと思うが、その評価と見解は。
- 2、現在の救急医療体制は。
- 3、常勤医不足への今後の対応は。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、医師標準数の算出方法と、岩内協会病院における医師配置数は実感との乖離が大きいことの評価と見解についてであります。

医師標準数は、医療機関における医師の法定必要数のことであり、その算出方法につきましては、医療法施行規則に基づき、1日平均の入院患者数と外来患者数に対し、様々な係数を用いて、診療科別の数値を加減乗除するなどして算出したします。

次に、岩内協会病院における医師配置数は、実感との乖離が大きいことの評価と見解についてであります。

令和4年3月1日現在で、岩内協会病院の医師標準数が7.47人であるのに対し、現状の医師配置数は常勤医換算で9.5人と上回っているものの、他の中核病院との比較では少ない状況であります。

町としましては、こうした体制の中で、岩内協会病院がこの地域の24時間、365日の救急医療を維持していることに、深く感謝申し上げるとともに、これまでも救急医療等の赤字運営に対する補助金により支援を行ってきたところであります。

こうした中、医師配置数と実感との乖離については、一般的に中核病院では、医師標準数を大幅に超える医師を配置することが通常であるのに対し、岩内協会病院においては、医師標準数に比べ、実際の医師配置数が多いとは言えず、このことが、実感として医師数が少ない印象を持たれる要因ではないかと捉えております。

いずれにしましても、岩内協会病院が現体制のままで今後も救急医療を継続していくことは困難であると思われるため、早期に常勤医不足の解消に努めなければならないものと考えております。

2 項めは、現在の救急医療体制についてであります。

岩内協会病院の救急医療体制としましては、常勤医4名と非常勤医1名の5名が中心となり、院外からの医師派遣や、岩宇地域の診療所の協力を得ながら、診療時間外においても、常時1名の医師を配置しております。

また、救急外来担当の看護師1名の配置のほか、他の病院への転院搬送時に救急車へ同乗する看護師や、緊急時の放射線技師、薬剤師の招集などにより、24時間、365日休まず、救急医療体制を維持しているところであります。

3 項めは、常勤医不足への今後の対応についてであります。

岩内協会病院における常勤医不足の常態化を受け、町として、これまで北海道社会事業協会理事長との面談や、岩宇4町村長合同による北海道及び北海道議会への医師確保に係る要望活動などを進めてきたものの、ここ数年のコロナ禍における逼迫した状況下での医師確保は、非常に難しい状況となっております。

こうした中、岩内協会病院においては、本年1月から横山院長代理による新たな医師体制が始まっており、院長代理の主導による、医師確保に向けた大学医局への働きかけなどを進めているとのことであります。

いずれにいたしましても、岩内協会病院は、原子力立地地域にあり、原子力災害医療協力機関に位置付けられるなど、極めて重要な役割を担っていることから、引き続き、北海道社会事業協会と岩宇4町村で連携を図りながら、医師紹介会社の活用や、国、北海道などの関係機関への支援要請を行うなど、ポストコロナを視野に入れ、岩内協会病院の医師確保に向け、鋭意努力してまいります。

3 「立地適正化計画策定の目的」と「策定までの計画性」について

町政執行方針の中で、岩内町における立地適正化計画の策定を行い、それに伴う予算として都市計画マスタープランの見直しと合わせて698万5000円を計上するなど、町の都市計画に大きな改定を行うことが伺えます。

平成14年に都市再生特別措置法が施行され、その後の人口減少や少子高齢化の加速を受けて、平成26年に改正された際に設定された立地適正化計画が、安全で魅力的なまちづくりを実現することを目的として策定されるマスタープランであります。

その後平成30年の改正を経て、令和2年の改正では災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制などの安全なまちづくりの観点や、居心地良く歩きたくなるなどの魅力的なまちづくりの観点が追加されました。

以上のように立地適正化計画は、急激に世情が変化する中において、その変化に対応するべく必要とされる項目も増え多岐となり、策定の意義や目的が複雑化している。本町においても、人口減少に伴い空き家が増えスポンジ化し、町民の購買力の低下やネット販売などの普及により商店街を歩く人影は減っています。観光面における道の駅の見直しは我が志政クラブをはじめ長らく叫ばれています。企業の立地は散開し誘致は進んでいるとは言えず、港湾の活用も度々議会において質問されており、高規格道路の延伸も進んでいるが、岩内町との接続と町に利益をもたらす交通の流れの誘導は、必要性を認知されてきたが展望は示されていません。また、本町は居住地の多くが海と近く、防災との観点での見直しも必須であります。

このような複雑な状況下での立地適正化計画の策定では、策定する目的と、町民との対話も含めた策定までの計画を明確にすることが重要と考えます。

そこでお伺いします。

- 1、立地適正化計画を策定することとした根拠と経緯は。また、策定の主たる目的とその項目は何か。
- 2、策定を開始する時期と、策定にかかる期間は。
- 3、策定を主導する所管はどこか。また、立地適正化計画は町のあらゆる部門にわたるが、関連する部課との連携や協議はどのように進めるのか。役場内に専門の室や会議は設置するのか。
- 4、町民との協働の観点などから協議会や審議会などが必要と考えるが設立はするのか。また、設立する場合はその設立時期と構成は。
- 5、策定にあたっては本町の実情と可能性を調査することが必要と考えるが実施するのか。また、実施する場合はどの時期にどのような調査を予定するのか。
- 6、令和3年12月時点で北海道の都市計画区域指定市町村のうち22市町が立地適正化計画を策定しており、後志管内では古平町が作成を終えている。
また、小樽市が策定中、余市町と倶知安町が策定予定とされています。
高規格道路の延伸やウィズコロナ定着後を見据え広域の観点から各町村との連携が必要と思われるが、本計画策定にはその観点が反映されるのか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、立地適正化計画策定の根拠と経緯及び策定の主たる目的と項目についてであります。

立地適正化計画につきましては、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によるこうした生活サービス施設等へのアクセスなど、都市全体の構造を見直し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方に基づく、まちづくりを具体的に推進するための市町村計画として、都市再生特別措置法の規定に基づき作成することができるとされております。

本町においても、令和3年に策定された、岩内町総合振興計画において示された土地利用構想の基本的な考え方にに基づき、町の都市計画の基本的な方針として定められる岩内町都市計画マスタープランの考え方を踏まえた対応が必要なことや、今後さらに、人口減少及び高齢化の進行が予測される中で、生活サービス施設が減少し、町の魅力低下による、更なる人口減少という負のスパイラルに陥るおそれが懸念されております。

こうしたことから、これまで整備してきた都市基盤や都市機能を始めとする既存ストックを有効に活用しながら、町の魅力と活力の維持・向上を図り、利便性と持続性の高いまちづくりを進めていくことを主たる目的として、計画区域やまちづくりの方針、課題解決のための施策・誘導方針を定め、具体的な誘導施設や誘導区域、誘導施策、防災指針等を位置付けるものであります。

2 項めは、策定を開始する時期と期間についてであります。

岩内町立地適正化計画の策定につきましては、令和4年7月頃から令和6年度末までの約3年間を予定しております。

3 項めは、策定を主導する所管及び関連部課との連携や協議の進め方と専門部署の設置についてであります。

本計画につきましては、建設経済部都市整備課が所管となりますが、他部署にも関わる計画となることから、関連する部課職員を構成員とする委員会の設置を予定しており、この中で連携・協議を進めていきたいと考えておりますので、専門部署の設置は予定していないところであります。

4 項めは、協議会や審議会などを設立するのかと、設立時期と構成についてであります。

本計画の策定にあたっては、庁内における委員会の設置をはじめ、有識者、町内関係団体、事業者、一般町民などを構成員とする検討会の設置も必要と考えており、令和4年中に検討組織を立ち上げる予定としております。

5 項めは、本町の実情と可能性の調査を実施するのかと、時期と調査内容についてであります。

本計画の策定にあたっては、課題の抽出にあたり都市計画基礎調査、人口や高齢化等の現状と推移、都市交通、地域経済、財政状況、災害、都市機能・都市施設などを分析・把握した上で、懸念される課題やまちづくりの方針を設定することが求められていることから、令和4年度中に各種基礎データの収集・分析を行う予定としております。

6 項めは、広域の観点から各町村との連携が必要と思われるが、反映されるのかについてであります。

広域連携については、複数市町村による広域的な生活圈や経済圏が形成されている場合、関連する市町村間において連携・調整を図ることで、効率的な施設の整備・管理が可能となることが期待されます。

本町においても、令和3年3月に、岩内町及び共和町の都市計画区域を一体の範囲とする岩内都市計画区域について、北海道が両町との調整を図りつつ、広域的な観点から都市計画の基本的な方針を定めた、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しが行われたことから、本計画の策定にあたっては、こうした方針との整合を図りながら取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

令和3年3月23日に岩内都市計画、岩内町と共和町、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が決定し、岩内町と共和町の広域観点での方針が示されました。

しかし、近隣の町村ではニセコエリアや余市のワインなどが世界的に注目されており、また、全国的にロジスティクスの見直しが図られています。そこでお伺いしますが、1つ、広域の観点は隣接する共和町に留まらず、後志全体を視野に考えるべきと思うが町としてはどのように考え、また、立地適正化計画に反映させるのか。

2、先の調査項目では明示されなかった近隣も含めた観光動態や関係する交通網に係る物流、同じく関係する交通網に係る海運調査は行われるのか。

【答 弁】
町 長：

1項めは、後志全体を視野に考えるべきと思うがについてであります。

本計画において想定している広域連携は、地域公共交通等のネットワークを介するなどして広域的な生活圏や経済圏が一体となっている共和町を想定しており、こうした圏域の中で、都市機能の一定の役割分担の下での、連携・整備を検討することとしており、高規格道路の延伸などを踏まえたより広い観点からのまちづくりについては、本計画の策定に合わせて実施する都市計画マスタープランの見直しの中で、後志全体を視野に入れた観点からの検討を行ってまいります。

2項めは、観光動態、物流、海運調査等の実施についてであります。

当該調査等については、都市計画マスタープランの見直しにおいて、将来都市構造や土地利用方針、交通体系方針等を検討する中で、必要に応じて港湾調査等も含めた統計調査データの収集・分析を行うこととしております。